

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店（現在は、C社B支店）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和22年6月20日）及び資格取得日（昭和22年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月20日から同年11月1日まで

私は、臨時召集により休職したが、会社からは臨時召集による休職中も給与の支払を約束いただき、実際に私が復職するまで妻が受け取っていた。

また、臨時召集による休職中も昭和22年6月20日までは厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間においても厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった人事記録票の記録及び事業所回答により、申立人が申立期間にA社B支店に在籍していたことが確認できる。

また、C社は「申立人が昭和19年10月1日から22年6月20日までは厚生年金保険被保険者であることから、臨時召集による休職中も給与の支払と保険料控除があったことは間違い無い。また、申立人が臨時召集により休職してから復職するまでの期間の人事記録票及び辞令簿に申立人が退職した記録が無いことから、申立期間についても雇用関係が継続していたことは明らかである。このことから、当時の資料を保管していないので不明ではあるが、申立期間においても給与の支払があり、厚生年金保険料を控除していたことを否定できない。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額について、申立人は「臨時召集による休職中の給与額を妻に聞いたところ、具体的な金額は覚えていないが満額ではなく、一部だけ支

給されていた」と供述しており、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が資格を喪失する直前の昭和 22 年 6 月 1 日に標準報酬月額が 100 円に改定されていることから判断すると、100 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料を保管していないので不明としているが、資格の喪失に係る届出や取得届が提出されていないにも関わらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が昭和 22 年 6 月 20 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月から同年 10 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月31日から同年4月1日まで

年金記録を確認したところ、A社において昭和36年3月31日に資格喪失、同社B営業所にて同年4月1日に取得となっている。収入が1月だけ多かったことはなく、同社に継続して勤務していることから空白期間はないはずである。在職期間中の人事カードがあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事カード及び雇用保険の記録により、申立人がA会社に継続して勤務し（昭和36年4月に同社C課から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月30日から同年12月1日まで  
② 平成6年12月31日から7年1月1日まで

私は、申立期間①においてA社に勤務し、平成3年12月1日からB社（現在は、C社）に異動したが、3年11月30日資格を喪失し、3年11月分の厚生年金保険が未加入となっている。

また、申立期間②においてB社に勤務していたが、平成6年12月31日資格を喪失し、6年12月分が未加入となっている。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①について、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入記録について同社に照会したが、事業主が既に亡くなっており、同社は平成14年12月3日に解散していることから、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁のオンライン記録には、平成3年11月30日資格を喪失した複数の同僚の記録があり、当時のA社における総務担当者に照会したところ、同社からB社に末日付で異動した者には国民年金への加入が必要である旨を指摘した覚えがあるとして3年11月30日資格を喪失したことを追認する回答をしているところ、申立人と同日に資格を喪失した者の中に、申立期間において国民年金に加入している者が数名確認できる。

さらに、雇用保険及びC社から提出された人事記録パックの記録により、申立人は平成3年11月1日にB社に異動し、申立期間において同社に勤務していたと認められるほか、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同年12月1日からであることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②について、雇用保険及びC社から提出された人事記録パックの記録により、申立人が平成3年11月1日から6年12月30日まで勤務していたことが確認できるほか、当該事業所が5年3月1日から加入したD組合からも、「申立人は5年3月1日資格を取得し、6年12月31日資格を喪失した。」との回答があり、これらの記録等と申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失日は一致している。

また、申立人から提出された平成6年12月給与明細書には、1か月分の厚生年金保険料額が記載されている。当該明細書には保険料率の変更により6年12月分支払の給与から申立人の標準報酬月額が変わる旨の記載があり、制度上、同年の厚生年金保険料の保険料率変更は11月から実施されていることが確認できるほか、当該明細書の保険料の控除額も、保険料改定後の金額になっていることが確認できる。C社では、申立期間当時、保険料の控除は翌月控除であったとしていることから、当該明細書に記載されている厚生年金保険料は、6年11月分であると認められる。

さらに、当該事業所に申立人の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、「申立てどおりの届出を行っていない。6年12月31日資格を喪失した。」と回答があり、申立人が申立期間に勤務していなかった旨供述しているほか、当時勤務していた複数の同僚に照会しても、申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁のオンライン記録を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月から23年2月まで

私は昭和21年4月にA社で働き始め、同年5月からB丸に乗船し23年2月まで勤務していたが、申立期間における船員保険の被保険者記録は無かった。

勤務していたことは間違いないので、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における勤務実態や船員保険の加入記録について、A社の後継企業であるC社に照会したが、当時の関係書類は保管されておらず、当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態、船員保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人から申立期間当時の上司として示された2名は連絡先が分からないことから具体的な供述を得ることはできず、社会保険庁のオンライン記録から申立期間当時に当該事業所において船員保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る船員保険被保険者名簿では申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 6 月 15 日まで

A社B支店に臨時従業員として勤務していた昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 6 月 15 日までの期間について、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

厚生年金保険に加入することを条件に入社したので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店における同僚の証言及び申立人が申立期間後に勤務したC社（現在は、D社E営業所）が保管していた労働者名簿の前職履歴の記載により、申立人が申立期間、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、A社F支店に照会したところ、申立期間当時の人事記録及び社会保険関係書類等を保管しておらず詳細については不明だが、「臨時従業員については厚生年金保険に加入させていなかったと思う」と回答している上、申立人は申立期間について国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立期間当時事務職員だった同僚も、「正職員以外は厚生年金保険に加入させていなかったと思う」と回答しており、連絡先が確認できた別の同僚及びその妻は、本採用となる前の臨時従業員として勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が無いと回答している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録で確認したところ、申立人が申立期間一緒に勤務したと記憶している複数の同僚についても当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保



険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年ごろから 54 年ごろまで  
(A社B支店)  
② 昭和 54 年ごろから 57 年ごろまで  
(C社)  
③ 平成 2 年ごろから 4 年ごろまで  
(D社)

私は、申立期間①から③までについては、それぞれ申立てに係る事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。間違い無く勤務していたので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①については、当時同支店を訪れていた者の供述により、申立人が同支店に勤務していたことは推認されるが、同社B支店は現存しておらず、本社も平成 5 年 10 月 1 日に解散し、元事業主の所在も不明であることから申立人の申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、本社についても同様に記録は無い上、事業主の被保険者記録も確認できない。

C社に係る申立期間②については、商業法人登記簿の役員に関する記載事項及び元事業主等の供述により、申立人が同社に勤務していたことは確認できるが、申立人の厚生年金保険の適用について元事業主に照会したところ、「社会保険事務所から会社の厚生年金保険の適用について指導はあったが、手続をしなかったと思う。私に加入記録が無ければ申立人も加入していないと思う。」と回答している。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所と

しての記録は無く、元事業主の加入記録も見当たらない。

D社に係る申立期間③については、同社は平成6年1月に全喪しているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について元事業主に照会したところ、「申立人は下請け業者の従業員として勤務し、給与は下請け業者代表者に一括労務費として支払っていた。厚生年金保険への加入について、当社としては手続きしていない。また、当時の関係書類は保管していない。」と回答しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。また、当該事業所に勤務していた者は「申立人を含む8人はD社で孫請け的な仕事を請負っていた。」と供述しており、当該事業所の従業員では無かったことがうかがえる。

さらに、下請け業者代表者は既に死亡しており、申立内容を確認することができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所のオンライン記録には、申立人を含む下請け業者従業員8人の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 5 月 1 日から 48 年 5 月 20 日までの間、A社に勤務したが、社会保険事務所に確認したところ申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨回答があった。冬期間は仕事ができないので関東方面に出向することもあったが、給与は同社から貰っていた。申立期間も継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 14 年 12 月 3 日に商法第 406 条ノ 3 第 1 項の規定により解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人が記憶している同僚に照会したが回答を得ることができず、別の同僚は申立期間当時、冬期間は仕事ができないので会社は休みで雇用保険を受給していたと供述しているところ、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 12 月 31 日までの期間及び 48 年 4 月 2 日から同年 5 月 20 日までの期間となっており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

加えて、申立期間直前の昭和 45 年 5 月 1 日から 47 年 12 月 31 日までの期間及び申立期間直後の 48 年 4 月 2 日から同年 5 月 20 日までの期間の当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の妻が被扶養者として記録されているが、申立期間における申立人の妻の年金記録は、国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月4日から54年5月17日まで

私はA社の現場にて、ブロック積みを専門とする仕事をしていた。申立期間について社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、加入記録が無いと回答された。間違い無く勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和52年4月1日から54年5月17日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所は平成9年9月30日に全喪し、事業主も死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人は昭和36年4月から国民年金を納付しており、申立期間を含む昭和46年1月から60歳に到達するまで、農業者年金該当による付加納付を行っているところ、当該事業所の元事務担当者は、「農業者年金に加入している者はそちらを優先させていた。」と供述している。

さらに、申立期間に勤務していた複数の元同僚からは、「正社員は入社後すぐに厚生年金保険に加入していたが、正社員は本社採用であり、現地採用の現場作業者は厚生年金保険に加入していなかった。」や、「当時の社員名簿を保管しているが申立人の名前は無く、社会保険は正社員と現場作業者の区別があった。」と供述があった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 25 日から同年 10 月 30 日まで

私は申立期間において、A社B支店C支部に勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、同支部を退職した後の他事業所での厚生年金保険の加入記録がある期間と重なって申立てに係る事業所の加入記録があると回答を受けた。

私は2つの事業所に同時に勤務したことも無いし、時期が重なって厚生年金保険をかけた記憶も無いため、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿を保管しており、同名簿の記録が社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は同僚の名前を記憶しておらず、同支社はC支部に勤務していた者の名簿を保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

さらに、社会保険事務所に保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から33年9月ごろまで

私は、昭和22年3月ごろに旧制中学を中退して家業のA事業所（昭和29年9月30日から合資会社A、現在は株式会社A）で働き、兄は私よりも1か月ほど遅れて働き始めた。厚生年金保険の加入期間について照会したところ、兄は25年2月1日から厚生年金保険被保険者の記録があるものの、私の厚生年金保険被保険者の記録は33年9月10日からとなっていた。私の方が兄よりも早く働き始めたので、兄の厚生年金保険被保険者記録がある25年2月1日からの未加入期間の記録訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所における申立人の同僚等の供述、当該事業所が保管する退職金計算書により申立人が当該事業所において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、申立人の厚生年金保険に係る資料は保管されていないとしており、申立内容を確認できる関連資料を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和33年9月10日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の払出年月日は同年10月1日と記録されている。

さらに、申立人と同様に昭和29年9月30日から合資会社Aの有限社員であった申立人の兄に係る厚生年金保険加入記録は同年7月1日から40年8月5日まで未加入となっているが、このことについて申立人の兄は、当時は会社の資金繰りが困難であったために、従業員は社会保険に加入させ、自身は社会保険に加入していなかったと供述しており、また、当該事業所の代表者である申立人の父に

係る厚生年金保険の加入記録は、当該事業所が法人化した以降も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年ごろから 51 年 8 月ごろまで  
② 昭和 57 年 1 月 23 日から同年 7 月 22 日まで  
③ 昭和 57 年 11 月 8 日から 58 年 6 月 30 日まで  
④ 昭和 58 年 8 月 2 日から 59 年 7 月 31 日まで  
⑤ 昭和 59 年 9 月 4 日から 60 年 4 月 3 日まで

私は申立期間①についてはA社に、申立期間②から⑤までについてはB社に出稼ぎ者として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険に加入しているはずである。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、雇用保険の記録から、昭和 48 年 6 月 7 日から 49 年 11 月 30 日までの期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できる上、同僚からも期間は不明だが、申立人が同社に勤務していたとの供述があった。

しかし、当該事業所は平成元年 12 月 3 日に解散し、代表取締役も既に死亡しており、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、現場監督であった当該事業所の元社員は、申立期間当時、出稼ぎ者等の日々雇用形態者は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②から⑤までの期間については、申立人が保管していた出

稼働手帳の雇入通知書の記載事項及び雇用保険の加入記録により、申立期間において申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、平成 10 年に事務所を移転し、当時の資料は処分しており申立人に係る資料は保存していないが、申立期間当時、出稼ぎ者等の日々雇用形態者は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと供述している。

また、現場の管理を行っていた当該事業所の元社員も、申立期間当時、出稼ぎ者等は厚生年金保険に加入させていなかったと思うと供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立人が申立期間①から⑤までのいずれかの期間において、一緒に出稼ぎに行ったとする同僚 3 人についても、申立期間において厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 31 日までの期間及び 38 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間並びに申立期間②のうち、38 年 12 月 10 日から同年 12 月 19 日までの期間及び 39 年 2 月 26 日から 40 年 3 月 30 日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 11 月まで  
② 昭和 38 年 12 月 10 日から 40 年 3 月 30 日まで  
③ 昭和 40 年 4 月 15 日から 45 年 4 月まで  
④ 昭和 45 年 5 月から 51 年 5 月まで

私は、中学校を卒業した年の 4 月から、申立期間①は A 漁協所属の B 丸に、申立期間②は C 漁協所属の D 丸に乗船し働いた。

また、二十歳になる昭和 40 年 4 月に上京し、申立期間③は E 社に、申立期間④は F 社に勤務した。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②については一部の期間しか船員保険の被保険者記録が無く、申立期間③及び④については、厚生年金保険被保険者記録が無いとされた。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について船員保険及び厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 B 丸に係る申立期間①については、申立期間①のうち、昭和 38 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで当該船舶において船員保険被保険者記録があるが、36 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 31 日までの期間及び 38 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間の期間についても当該船舶において勤務していたとしている。

しかし、当該船舶所有者の所在は確認できず、申立人は上司及び同僚の氏名を記憶していないこと、また、船員手帳を所持していないことから、申立期間のうち、船員保険加入期間を除く期間について勤務の実態を確認することはできない。

また、申立人から当該船舶が所属していたと供述のあったA漁業協同組合に照会したが、申立期間当時の資料は無いと回答しており、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該船舶に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和38年9月1日、資格喪失日は同年10月31日と記録されているほか申立人に係る記録は無い上、申立期間において被保険者証の番号に欠番や乱れも無い。

加えて、当該名簿によると、船長や漁労長をはじめ、ほとんどの者の被保険者期間は3か月間以内で、漁期ごとに被保険者資格の取得と喪失を繰り返している状況が見受けられることから、申立人のみ通年で被保険者であったとは考え難く、申立期間に当該船舶において複数回の船員保険被保険者記録がある元乗組員は「申立人と一緒に乗船したことが一度あるが、申立人は2か月間程度で下船したと記憶しており、そのほかに申立人と一緒に乗船した記憶は無い。」と供述している。

- 2 D丸に係る申立期間②については、申立期間②のうち、昭和38年12月20日から39年2月25日まで、当該船舶において船員保険被保険者記録があるが、38年12月10日から同年12月19日までの期間及び39年2月26日から40年3月30日までの期間についても当該船舶において勤務していたとしている。

しかし、当該船舶所有者の所在は確認できず、申立人は上司及び同僚の氏名を記憶していないこと、また、船員手帳を所持していないことから、申立期間のうち、船員保険加入期間を除く期間について勤務の実態を確認することはできない。

また、申立人から当該船舶が所属していたと供述のあったC漁業協同組合（現在は、G漁業協同組合）に照会したが、申立期間当時の資料は無いとの回答であった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該船舶に係る船員保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和38年12月20日、資格喪失日は39年2月25日と記録されているほか、申立人に係る記録は無い。

加えて、当該船舶において申立期間に船員保険被保険者記録のある複数の元乗組員に照会したが、申立内容を裏付ける供述及び関連資料を得ることはできなかった。

- 3 E社に係る申立期間③について、申立人は事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の記憶する事業所所在地において、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、法

人登記の記録も見られない。

また、社会保険庁が保管する国民年金被保険者台帳及びH市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立期間の一部を含む昭和 40 年4月から 43 年6月までの期間は、国民年金の納付済期間となっていることが確認できる。

- 4 F社に係る申立期間④について、申立人は事業主の氏名を記憶しておらず、同僚1名の姓のみ記憶しているが、当該同僚を特定することはできなかった。

また、申立人の記憶する事業所所在地であるI区において、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、管轄する法務局に照会したところ、法人登記の記録も見られない。

なお、申立期間当時、J区においてF社の名称で厚生年金保険の適用を受けていた事業所が確認できたため、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人に係る記録は無い上、厚生年金保険被保険者の整理番号に欠番や乱れも無い。

- 5 このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和 36 年4月1日から 38 年8月 31 日までの期間及び 38 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間並びに申立期間②のうち、38 年 12 月 10 日から同年 12 月 19 日までの期間及び 39 年2月 26 日から 40 年3月 30 日までの期間について、船員保険被保険者として船員保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年7月31日まで  
申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。  
しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6日後の昭和23年8月6日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が記載されている被保険者名簿には、申立人と同一の厚生年金保険資格喪失日及び脱退手当金支給決定日の同僚が複数いることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。